

## 日本生協連が提出した意見書

厚生労働省 食品安全部  
監視安全課  
輸入食品安全対策室 御中

2006年1月24日

### 平成18年度輸入食品監視指導計画(案)に対する意見について

日本生活協同組合連合会

平成18年度輸入食品監視指導計画(案)(以下「計画案」)が示されました件で、以下の総括的意見ならびに個別具体的事項に関する意見・要望を提出いたします。

#### 記

##### 総括的意見

###### (意見)

引き続き「国民の健康保護」の見地から監視指導を強化していくことが重要です。監視指導の実施にあたっては、モニタリング検査をはじめとする各種の項目について、危害やリスクの大小、違反等の実情に基づく重み付けを行い、より重点的、効果的かつ効率的に実施されることが必要です。さらに、食品等事業者に対する一層の情報提供や支援のあり方が貴省における対策として求められているものと考えます。

また、1月20日の米国産牛肉の輸入再開措置を踏まえ、計画案の運用にあたっては、輸出国における生産段階での衛生対策を徹底することを要望します。

###### (理由)

食品等の輸入は、2004年度の実績によると輸入届出件数が約179万件、輸入重量で約3427万トンに達しています。そのため、輸入食品の安全性を確保することは食品の安全性を確保する重要な施策の一つであり、引き続き「国民の健康保護」の見地から監視指導を強化していくことが重要です。

監視指導の実施にあたっては、モニタリング検査をはじめとする各種の項目について、危害(ハザード)やリスクの大小、違反等の実情に基づく重み付けを行い、より重点的、効果的かつ効率的に実施されることが必要であると考えます。関連して、この数年来の監視指導結果によると、食品添加物の使用基準違反や指定外添加物の使用などが違反事例の上位を占める傾向を示しています。当会は2003年の食品衛生法改正において新たに規定された「事業者の責務」にのっとり、食品事業者等による食品衛生法の遵守が当然の事として取り組まれる事が第一であります。併せて食品等事業者に対する一層の情報提供や支援のあり方が貴省における対策として求められているものと考えます。

米国産牛肉については、輸入再開直後の1月20日に輸入再開措置がとられました。このことは、輸出国における衛生対策の確認や対日輸出プログラム遵守の重要性を改めて示唆するものです。計画案の運用にあたっては、輸出国における生産段階での衛生対策を徹底することを要望します。

##### 個別具体的事項に関する意見

###### 1. 平成18年度の強化点について

###### (意見)

食品添加物の対象外使用や指定外使用等による食品衛生法違反事例の削減に向けた取り組みについても、2006年度の強化点として位置付ける必要があると考えます。

###### (理由)

2004年度の輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果によると、条文別の違反事例の上位は食品等の微生物規格や添加物の使用基準等に関する第11条違反、有害・有毒物質の付着等に関する第6条違反、指定外添加物の使用に関する第10条違反の順序であり、この傾向は2005年度の中間報告においてもほぼ変わりはありません。この内、食品添加物の使用基準等に関する違反や指定外添加物の使用に関する違反は、輸入業者等が国内外の法制度・基準等を周知徹底することにより、違反件数の減少という改善の見込みがある項目と考えます。そのため、計画案では2006年度の強化点に 輸入時の監視強化、

BSE 問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保、 ポジティブリスト制度導入を踏まえたモニタリング検査項目の拡大、を掲げていますが、この3点に加え、「輸入業者への情報提供・支援の強化等、食品添

加物の違反事例削減に向けた取り組み」を年度の強化点として位置付けることが必要と考えます。

## 2. 「3 生産地の事情、その他の事情から見て重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項」について

「(1)法第27条の規定に基づく輸入届出による確認」について

(意見)

1月20日の米国産牛肉の輸入再停止措置を踏まえ、検疫所における輸入牛肉に対する確認については、動物検疫所との連携、及びロット検査による確認等を一層強化する旨、計画案に明記することが必要です。

(理由)

1月20日にとられた米国産牛肉の輸入再停止措置は、強化月間として2006年3月31日まで検疫所で実施される、輸入牛肉の全ロット検査によって判明しましたが、計画案では輸入牛肉の検疫所における点検の強化については不明なままです。

そのため、検疫所における輸入牛肉の確認について、動物検疫所との連携、及びロット検査の確認等について、一層強化する旨を計画案に明記することが必要です。

「(2)法第28条の規定に基づくモニタリング検査」について

(意見)

モニタリング計画の検査項目等の策定にあたっては、勘案する事項に「前年度の監視結果等において、検査強化等の対象となった品目」を明記する必要があると考えます。

(理由)

2005年度の輸入食品監視指導計画監視結果の中間報告においては、モニタリング検査強化等の対象品目として中国産の米(遺伝子組換え,重金属)や野菜・果実(重金属)、ニュージーランド産牛肉(エンドスルファン)など、海外情報に基づき新たにモニタリング検査を実施した事例が紹介されています。このように、諸外国等の危害情報に基づき機動的にモニタリング検査を実施することは、食品衛生法の目的でもある「国民の健康危害を未然に防止する」上で有益であるため、計画案におけるモニタリング検査項目を勘案する事項の一つとして「前年度の監視結果等において、検査強化等の対象となった品目」を明記することが必要と考えます。

## 3. 「4 輸出国における衛生対策の推進」について

(意見)

今回の米国産牛肉の輸入再停止措置を踏まえ、対日輸出牛肉の安全性確保対策について、独立した項目として新たに明記する事が必要です。

(理由)

計画案では、「BSE問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保」を2006年度の強化点の一つとしていますが、計画案の項目として具体的な事項は記載が認められておりません。今回の米国産牛肉の輸入再停止措置を踏まえ、対日輸出牛肉の安全性確保対策については、計画案の独立した項目として新たに明記する事が必要です。

## 4. 「5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項」について

「(1)輸入者に対する基本的な指導事項」について

(意見)

事業者への支援の一環として、「輸出国の食品衛生規制に関する情報提供等の実施」を計画案に明記する事が必要と考えます。

(理由)

食品衛生法の「食品等事業者の責務」として規定された「自らの責任において輸入食品等の安全性を確保する」主旨が達成されるためには、輸出国と日本における食品安全規制・基準の違いの詳細について、事業者にも周知徹底が図られることが重要です。この見地から、輸出国の規格基準や政府で把握した実態等の情報提供・助言等の支援業務が本省・検疫所を通じて事業者に対し行なわれることが重要であり、その旨を計画案に明記することが必要と考えます。

(意見)

別表第2（輸入者に対する基本的な指導事項）の牛海綿状脳症（BSE）に関する欄について次の修正が必要と考えます。

牛肉・牛由来製品の「事前の確認事項」中の、「BSE 発生国でないこと」を「輸入禁止対象国・地域由来でないこと」に修正すること。併せて「輸入禁止国・地域由来の牛肉等の混入・使用のおそれがないこと」を追加すること。

めん羊肉、山羊肉等の「事前の確認事項」に「特定部位を含まないこと」を追加すること。

（理由）

2005年12月にBSE発生国である米国・カナダから、一定の要件を満たした牛肉等の輸入再開があり、1月20日現在においてもカナダ産牛肉の輸入は継続しているため、別表第2の欄の「BSE発生国でないこと」との記述内容では、輸入者に対する指導内容として矛盾をきたします。そのため、矛盾を解消するよう記載内容の修正が必要です。また、めん羊・山羊に関しては、2002年4月1日から、国内のめん羊・山羊のと畜処理において、特定部位の除去・焼却が義務づけられていることから、輸入めん羊肉・山羊肉の安全性確認においても、特定部位が市場に流通しない旨の対応が厚生労働省の指導項目としても記載される必要があると考えます。

5. 「7 その他監視指導の実施のために必要な事項」について

「(2)本計画に基づく監視結果の公表」について

（意見）

輸出国への衛生指導等の状況とその結果を公表する旨を計画案に明記することが必要と考えます。

（理由）

輸入食品の食品衛生法違反を未然に防止するためには、法違反の多い輸出国に対する専門家の派遣や衛生指導等の実施状況とその結果、違反原因の究明や再発防止対策の要請と改善状況等の情報が可能な限り公表されることが有益となります。2004年度の監視指導計画に基づく監視指導結果では、「輸出国における衛生対策の推進」として上述の取り組み概要が記載されておりますが、計画案の「監視結果の公表」の項目においては記載が認められません。監視結果の公表事項として「輸出国への衛生指導等の状況とその結果」を明記することが必要と考えます。

「(4)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検」について

（意見）

ポジティブリスト制度導入を踏まえ、検疫所や登録検査機関をはじめとする全ての食品検査機関に対する検査精度向上の施策を検討することを要望します。

（理由）

計画案では、2006年度の強化点の1つに「ポジティブリスト制度導入を踏まえたモニタリング検査項目の拡大」を掲げると共に、モニタリング検査等の適正な実施のため「試験検査等の業務管理に関する点検・指導を計画的に実施する」旨が記載されています。この事については当会も賛同いたしますが、検査項目の拡大と併せて、ポジティブリスト制度導入により検疫所や登録検査機関をはじめとする食品検査機関が新たに実施する検査法について、検査精度の向上など検査の信頼性を高めることも急務の課題です。検査精度向上のための施策検討にあたっては、外部精度管理への参加等、検査機関への法的措置を含めて今後のあり方が検討されることを要望します。

以上